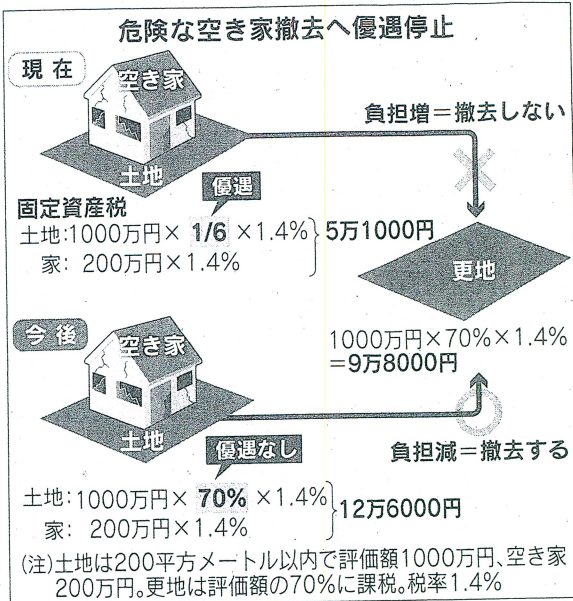


# 空き家 危険認定なら負担重く

地方経済の難題の一つに、空き家の増加という問題がある。屋根が飛んだり、異臭がしたりして近隣の迷惑になるだけでなく、火災など事故の原因にもなりかねない。

政府は今回、固定資産税の仕組みを変えて、空き家の処分を促す。具体的には、住宅が建っている土地の税負担を6分の1に軽減する優遇措置



を倒壊などの恐れがある空き家の場合は適用しないようにする。これまでは空き家を壊し、更地になると、税負担があがるため、放置されがちだった。今後は更地にした方の税負担を軽くする。

危険な空き家と誰がどう判断するのか。近隣の住人の通報などをもとに市町村が判断していかう。

# NISA 子ども版 年80万円まで

子ども版NISA 新設	NISA 投資上限を20万円拡大	
対象年齢	0~19歳	20歳~
年間の投資上限	80万円 (5年で最大400万円まで)	120万円 (最大600万円まで)
非課税の投資商品	上場株式、公募株式投資信託など	
投資できる期間	23年まで(将来、恒久化の可能性)	
非課税の期間	投資した年から最長5年	
運用口座の管理	親権者が代理 (18歳まで払い戻し制限)	自分

少額投資非課税制度(NISA) 拡充の目玉は未成年者を対象にした「子ども版」の創設だ。両親・祖父母が子や孫のために専用口座を開いて投資する場合、年80万円の非課税枠を設ける。2016年

1月の導入を目指す。対象は日本に住む0~19歳までの未成年者で、上場株式や株式投資信託などの売却益や配当が非課税となる。通算の非課税枠は400万円。年80万円なら5年、年20万円なら20年で上限に達する。株価上昇などで上限を上回った部分は課税される。

子どもNISAは原則18歳になるまで引き出せない。途中で引き出す場合には、利益が生じていれば課税する。贈与税は年110万円まで基礎控除と呼ばれる非課税枠がある。子どもNISAは年80万円までが限度なので、贈与税はかからない。そのほかに資産を贈与する場合、非課税枠は30万円になる。

同時に、政府は現行のNISAの非課税枠も年100万円から120万円に増やす。夫婦と子ども2人の世帯では年400万円までの投資で得る運用益が非課税になる。

# ネット配信 海外発も消費税対象に

海外からインターネットで日本に配信される電子書籍や音楽などに、2015年10月から消費税を課税する。国内取引と同様に8%課税する。

現在は、米アマゾン・ドットコム、日本の消費者が電子書籍の配信を受けても、消費税を払う必要がない。「海外企業に比べ、国内企業は競争上不利になっている」との指摘が国内の出版業界などから出ていた。

海外からの配信では納税の仕組みを消費者向けと企業向けに分ける。消費者向けに配信する場合は、海外企業が日本の国税当局に登録し、消費税を納める。消費者は海外企業に消費税を上乗せした代金を支払う必要がでてくる。一方、広告やソフトウェアなど企業向けの場合は、サービスを受ける国内企業が代わりに消費税を納める。